

年金・労働相談実施要綱

制 定 昭和53年7月1日

最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 厚生年金・国民年金など社会保険全般及び労働災害・未払い賃金・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど労働問題全般にわたる市民の相談に応じ、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(業務内容)

第2条 厚生年金・国民年金など社会保険全般及び労働災害・未払い賃金・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど労働問題全般にわたる相談とする。

(実施主体)

第3条 年金・労働相談は、大阪市と大阪府社会保険労務士会が共同で実施する。

(相談員)

第4条 相談担当者は、社会保険労務士とする。社会保険労務士の派遣については、大阪府社会保険労務士会と協定を締結する。

(相談場所)

第5条 相談場所は、大阪市役所市民相談室とする。

(相談日及び時間)

第6条 相談実施日時は、毎月第3火曜日の午後1時から午後3時までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。

2 前項の規定にかかわらず、市民局長は、相談の利用実績その他の事情に鑑みて必要と認めるときは、相談日を変更し、又は相談を実施しないことができる。

3 相談時間は1回20分とする。

(受付方法)

第7条 受付方法は事前予約制とする。

なお、事前予約で定員に達しなかった場合は、予約受付期間終了後から、窓口にて先着順で受け付ける。

(相談費用)

第8条 相談者の相談費用は無料とする。

(所管)

第9条 年金・労働相談に関する事務は、市民局で処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、市民局長と大阪府社会保険労務士会会长との協議に基づき、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。